２　法第二条の三第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

Ａ×3.6266035

２　法第二条の三第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

Ａ×0.3079061

Ｅ　次の算式によって算定した額

算式

ｅ／0.02×0.02－ｅ／0.02×0.01

ｅ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｅ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第６項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第４項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第６項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第４項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｆ　次の算式によって算定した額

算式

ｆ／0.02×0.02－ｆ／0.02×0.01

ｆ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｆ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第５項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第８項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第５項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｇ　次の算式によって算定した額

算式

ｇ／0.02×0.02－ｇ／0.02×0.01

ｇ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｇ　その他の乗用車のうち自家用の軽自動車に係る前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｈ　当該市町村の区域内に定置場を有する自家用の四輪以上の軽自動車（地方税法第442条第２号に掲げるものをいい、同法第443条及び同法附則第57条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。）であって乗用のものの当該年度の４月１日現在における台数（以下この項において「対象軽自動車保有台数」という。）

Ｉ　当該市町村を包括する都道府県の区域内に定置場を有する対象軽自動車保有台数